

宇和島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年3月1日
宇和島市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

宇和島市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間の果樹を中心とした地域には急傾斜地が多く、水田では狭小で水利環境も整備されていないものも多い。高齢化による農業者の減少や遊休農地の発生も懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、土地利用型の稲作が盛んな平地では、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、宇和島市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する愛媛県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付3経営2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現 状 （2023 年 4 月）	4,590 ha	23.40ha	0.5 %
3 年後の目標 （2026 年 4 月）	4,353ha	21.77ha	0.5 %
目 標 （2033 年 4 月）	4,057ha	20.29ha	0.5%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員及び推進委員、宇和島市農業支援センターでのチーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

○利用状況調査によって、再生利用困難と区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 関係機関との協力体制について

○市、農協、各土地改良区、認定農業者や後継者等が組織する団体等と協力し、情報を共有して遊休農地の発生防止、解消に努める。

2. 担い手への農地利用の実績・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (2023 年 4 月)	4,590ha	1,555ha	33.9%
3 年後の目標 (2026 年 4 月)	4,353ha	1,850ha	42.5%
目 標 (2033 年 4 月)	4,057ha	2,029ha	50.0%

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準 達成者	特定農業団体その 他の集落営農組織
現 状 (2023 年 4 月)	2,566 戸 (656 戸)	443 経営体	32 経営体	159 経営体	12 経営体
3 年後の目標 (2026 年 4 月)	2,500 戸 (520 戸)	410 経営体	25 経営体	120 経営体	12 経営体
目 標 (2033 年 4 月)	2,000 戸 (320 戸)	350 経営体	25 経営体	100 経営体	15 経営体

現状の総農家数は、2020 年農林業センサスの数値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の見直しについて

○農業委員会として、地域(1 集落又は数集落)ごとに人と農地の問題解決のため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区域・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化・新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組み

を推進する。

④ 農地の所有権を確知することができない農地の取扱い

○農地の所有者を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ えひめ農地利用最適化 1・1・1 運動の推進

○農業委員及び推進委員が農地の利用調整を図り、1 人あたり、1 年間、1 筆以上のマッチングを行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （2023 年 4 月）	4 人 （ 3.4 ha）	0 法人 （ ha）
3 年後の目標 （2026 年 4 月）	7 人 （ 6.5 ha）	1 法人 （ 2.0 ha）
目 標 （2033 年 4 月）	10 人 （ 10.0 ha）	3 法人 （ 6.0 ha）

新規参入者数及び新規参入者取得面積は目標値の合計値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○県・県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地調査や相談会を実施する。

② 新規就農の促進に関する情報収集について

○市、農協等と連携し、新規就農の促進に関するイベント等の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

○担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を狙う。

○農業関係者との座談会等により地域農業者の意見を集約し、新規参入の促進に努める。